

附属設備及び貸出物品の抽出と利用料設定の視点（素案）

附属設備・貸出物品の現状抽出（H29.2）



通常、施設（部屋）に常備され、社会通念上も利用料を設定することについて、利用者が想定していない物品（机、いす、テーブル、座布団等）を除外

将来更新する物品に対して利用料を設定していくために、今後のWG等での検討の視点を次のとおり挙げる。

1 一定の維持管理コストを要するか否か

- (1) 一定の維持管理コストを要するもの（個別予算計上あり）
ピアノ（調律料）、テレビ（NHK受信料）、健康器具（保守点検）など
- (2) 特段の光熱水費を要するもの（個別予算計上なし）
陶芸釜、音響設備など

2 部屋の必要物品か否か

- (1) 会議室 ホワイボード、会議表示板、演台、花台など
- (2) 調理室 電子レンジ、冷蔵庫など
- (3) 創作活動室など 陶芸釜、七宝電気炉など
- (4) 視聴覚室・音楽室など 音響設備、映像設備、暗幕など
- (5) スポーツ施設 競技用物品

3 利用者が極めて限定されている物品か否か

卓球台、陶芸釜、七宝電気炉、天体望遠鏡など

4 極めて高額な物品か否か

ピアノ、陶芸釜、音響設備、健康器具など

5 利用者の安心・安全や福祉の観点から除外すべきもの

車椅子、ベビーベッド、救急担架、扇風機（冷房の代用）など

6 消耗品又は極めて一時的な利用で利用申請自体になじまないもの

脚立、台車、掃除機など